

# 制服用の略綬に関する規程

平成十五年五月一日  
内閣府告示第十号

制服用の略綬に関する規程を次のように定める。

## 制服用の略綬に関する規程

第一条 勲章、褒章又は記章を授与された者は、制服を着用する場合には、次の表の略綬を作成し、当該勲章、褒章又は記章に代えて、左胸に着用することができる。

表

図柄	幅	長さ
本綬に同じ。	本綬に同じ。ただし、無綬又は大綬の勲章の場合には三十六ミリメートル。	九ミリメートル

第二条 複数の勲章、褒章又は記章を授与された者は、前条の規定による略綬を、勲章等着用規程（昭和三十九年総理府告示第十六号）第六条から第八条の規定による勲章、褒章及び記章の着用の順序で連結して着用することができる。

## 附 則

- この規程は、平成十五年十一月三日から適用する。
- 勲章記章又は褒章を有する者制服著用の節略綬佩用に関する件（大正七年内閣告示第四号）は、廃止する。

3 前項の規定による廃止前の規定により作成された略綬については、廃止前の規定は、なおその効力を有する。